

国際学会・シンポジウム開催助成 費目別支出基準（参考）

国際学会・シンポジウム助成制度を利用し、以下の費目を支出される場合は、本資料を参考として支出額を設定してください。ただし、本資料から大きく異なる額を設定する必要がある場合は、国際連携事務室担当者まで申請前にご相談ください。

1 講演者やパネリストの講演謝礼および翻訳・通訳費（税込み金額）

役務の内容	職・資格	金額
講演料及び一時的な専門知識の提供のための講師料講演料（2時間を基準とし、半日以内）	本学専任教職員	40,000円以内
	本学以外の者（外国からの招聘者、国内著名者） 本学専任教職員以外の者	70,000円以内
	本学専任教職員以外の者が半日を越えて行う場合	100,000円以内
通訳謝金 （英語・その他の言語） （公開講座 公開講演会） （2時間を基準とし、半日以内）	本学専任教職員	40,000円以内
	本学専任教職員以外の者	50,000円以内
	本学専任教職員以外の者が半日を越えて行う場合	80,000円以内
翻訳・校閲謝金（本業ではないものに依頼した場合）	翻訳-日本語からの翻訳	400字あたり 4,800円程度
	翻訳-外国語からの翻訳	200語あたり 4,800円程度
	校閲-外国語	300語あたり 2,600円程度

※上の金額は上限の目安です。

2 講演者やパネリストの渡航費、宿泊費及び国内交通費

(1) 渡航費・国内交通費について

出発地を起点に、合理的かつ経済的な経路および交通機関の利用。

※ 航空機を利用する場合は、原則エコノミークラス（プレミアムエコノミーは除く）としてください。

(2) 宿泊費について

国内からの招聘… 1泊あたり 15,000円を上限

国外からの招聘… 1泊あたり 20,000円を上限

以上